

新入生の皆様 新入生保護者様 高等教育の修学支援新制度について

【高等教育の修学支援新制度】

経済支援が必要な世帯を対象に「学費減免」と「給付奨学金」をセットで行う国の支援制度です。制度の詳細については、文部科学省の新制度案内サイトをご覧ください。



【龍谷大学での入学金・学費の取扱いについて】

- ・入学手続Ⅰ・Ⅱ（入学申込金・入学時納入金）は、入学試験要項及び入学手続きサイト（UCARO）に記載の納入期日までに全額を納入いただく必要があります（所定の期日までに納入がない場合は入学が認められません）。
- ・入学後に所定の手続きを経て修学支援新制度の奨学生として採用され、前期学費減免金額が決定したのち、大学から減免相当額を還付いたします。
- ・後期学費については、後期学費減免金額が決定後、後期学費から減免金額を差し引いた金額を請求いたします（学費納入の猶予を適用いたします）。

【高等教育の修学支援新制度に関する注意事項について】

- ・高校在学中に採用が決定した方（予約採用者）の手続きは、入学後、4月に『採用候補者決定通知書』の提出及び『進学届』（WEB入力手続き）を行わないと完了いたしません。
- ・本制度は採用以降、毎年夏頃に行われる収入要件による適格認定の結果に応じて支援区分の変更や支援の停止があります。
- ・奨学生は年に1回（短期大学部は年に2回）、学業成績要件による適格認定が行われます。学業成績要件を満たさない場合は支援が打ち切られるため、しっかり学修に励まなければなりません。
- ・本制度の学費減免の最大額（第Ⅰ区分）は大学で70万円、短大で62万円となり、第Ⅱ区分ではそれらの2/3、第Ⅲ区分では1/3の減免額となります。本制度にて本学の学費がすべて無償化となることはありませんのでご注意ください。（国が制度の拡大を検討中です。追加情報は大学HPでお知らせします。）
- ・本学独自の経済支援奨学金の「家計奨学金」及び「家計急変奨学金」は、修学支援新制度と重複して受給できません。
- ・以下の奨学金により授業料の減免を受けた方が、修学支援新制度に採用された場合は、まずは、当該の奨学金制度を適用して授業料等を減免し、減免後の授業料等の金額から修学支援新制度による減免を行います。
 - ・災害学費援助奨学金
 - ・優秀スポーツ選手奨学金（S給付）（予約採用）
- ・入学後の手続きについては、3月上旬に公開する新入生特設サイトをご確認ください。

【定期採用（2024年4月以降のお申込み）をお考えの方】

- ・高校の時に予約採用を行わなかった方や、本制度をご存じなかった方の手続きについては、3月上旬に公開する新入生特設サイトをご確認ください。

本件問合せ先：龍谷大学学生部（shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp）